

## 財務の状況

## ■総貸付金残高

(単位：億円)

	期首 貸付金残高	年度中の増減			期末 貸付金残高
		貸付額	回収額	償却額	
平成15年度	36,407	3,411	5,211	178	34,429
平成16年度	34,429	3,271	4,848	153	32,699
平成17年度	32,699	2,506	4,052	93	31,059
平成18年度	31,059	2,122	3,672	84	29,425
平成19年度	29,425	2,344	3,415	122	28,232

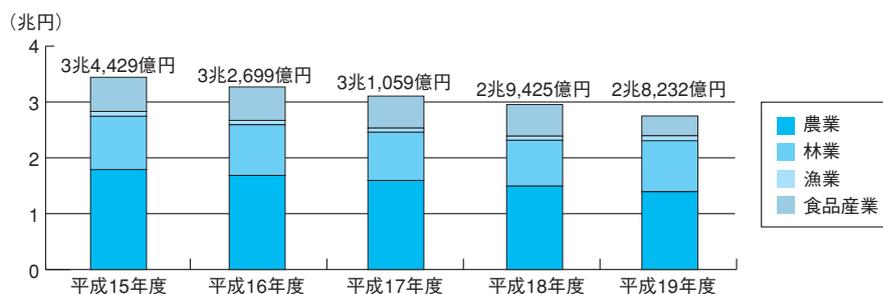
(注) 貸付額は、貸付先と当公庫の間で金銭消費貸借契約を結んだ額です。

## ■貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳

(単位：億円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農業	17,897	16,855	15,956	14,993	14,533
林業	9,539	9,068	8,627	8,309	8,080
漁業	871	777	738	652	632
食品産業	6,121	5,997	5,737	5,468	4,986

## 貸付金残高の推移（過去5年間）



## ■貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳

(単位：億円)

残存期間	平成18年度			平成19年度		
	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利
1年以下	319	319	—	755	755	—
1年超 5年以下	2,889	2,889	—	2,993	2,993	—
5年超 10年以下	7,461	7,461	—	7,012	7,012	—
10年超 15年以下	6,671	6,671	—	6,684	6,684	—
15年超 20年以下	4,964	4,964	—	4,486	4,486	—
20年超	7,119	7,119	—	6,299	6,299	—
合計	29,425	29,425	—	28,232	28,232	—

(注) 固定金利には、10年後、20年後及び35年後に利率を見直す制度による貸付金を含みます。

## ■職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高

(単位：件、億円)

	平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額
職員1人当たりの貸付金残高	258	32	244	31
1支店当たりの貸付金残高	10,702	1,337	10,038	1,283

## ■資本金の推移

(単位：百万円)

	合計	うち一般会計	うち非補助小団地等 土地改良事業助成基金 (一般会計)	うち産業投資 特別会計
昭和28年度	36,614	32,107	—	4,507
30年度	49,233	42,607	—	6,626
35年度	87,133	44,007	6,500	36,626
40年度	168,233	49,907	6,500	111,826
45年度	170,273	51,947	6,500	111,826
50年度	171,032	52,706	6,500	111,826
55年度	168,233	49,907	6,500	111,826
60年度	168,233	49,907	6,500	111,826
平成 2年度	181,233	62,907	6,500	111,826
7年度	283,033	164,707	6,500	111,826
12年度	311,137	192,811	6,500	111,826
13年度	311,637	193,311	6,500	111,826
14年度	311,637	193,311	6,500	111,826
15年度	311,637	193,311	6,500	111,826
16年度	311,637	193,311	6,500	111,826
17年度	316,437	198,111	6,500	111,826
18年度	316,867	198,541	6,500	111,826
19年度	316,967	198,641	6,500	111,826

(注) 資本金は、その全額を政府が出資しています。なお、金額は年度末残高です。

## ■資金運用収支

(単位：億円、%)

	平成18年度			平成19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	29,677	656	2.21	28,625	609	2.13
資金調達勘定	26,856	716	2.67	25,703	631	2.46
資金運用収支		△ 60			△ 21	

- (注) 1 資金運用勘定(平均残高) = 貸付金平均残高 - 貸付受入金平均残高  
 2 資金調達勘定(平均残高) = 借入金平均残高 + 債券平均残高 + 寄託金平均残高  
 3 資金運用収支 = 貸付金利息 - 借入金利息 - 債券利息 - 債券発行差金償却

## ■貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成18年度			平成19年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
貸付金利息	△ 35	△ 38	△ 74	△ 23	△ 23	△ 46
支払利息	△ 43	△ 76	△ 119	△ 30	△ 54	△ 85

(注) 支払利息 = 借入金利息 + 債券利息 + 債券発行差金償却

## ■利益率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
総資産当期利益率	—	—
資本当期利益率	—	—

- (注) 1 総資産当期利益率 = 当期利益 / 総資産平均残高  
 2 資本当期利益率 = 当期利益 / 資本勘定(貸倒引当金勘定を含む)平均残高  
 3 利益が発生していない場合は「—」で記載しています。

## ■保有有価証券の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度
有価証券残高	1	0
有価証券平均残高	1	1

(注) 保有している有価証券は、農林漁業金融公庫法第25条に基づき余裕金を運用しているものであり、すべて国債です。

### 【参考情報】 会計等に関する関連法の規定（抜粋）

(平成20年8月1日現在)

#### ■農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

##### （資本金）

第四条 公庫の資本金は、政府の出資金三千四十六億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条の規定により同法第十一条第一項に規定する非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 4 第一項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

##### （予算及び決算）

第二十二條 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

##### （国庫納付金）

第二十三條 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

- 2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の方法及びその帰属する会計については、政令で定める。

##### （借入金）

第二十四條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入れをすることができる。

- 2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。
- 3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を付することができる。
- 4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する農林漁業金融公庫債券（以下この項において「債券」という。）の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、第一項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額（当該金額が第二十一条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額）を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

- 5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。
- 6 第一項及び第四項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

#### (債券の発行)

第二十四条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林漁業金融公庫債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。
- 3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。
- 6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (債務保証)

第二十四条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する債券（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ。）に係る債務について保証することができる。

- 2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

#### (余裕金の運用等)

第二十五条 公庫は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有
  - 二 財政融資資金への預託
  - 三 銀行又は農林中央金庫への預金
  - 四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法
- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
  - 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

## ■公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）

（事業年度）

第二条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（決算の完結）

第十七条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

第十八条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

第十九条 公庫は、決算完結後第五条第四項及び第九条第一項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。

3 公庫は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

第二十条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

第二十一条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第十九条第一項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

## ■その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和六十二年十月二日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

## 【参考情報】 行政コスト計算財務書類（概要）

当公庫は、国から出資を受けている特殊法人のひとつとして、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」（平成13年6月）に基づき、行政コスト計算財務書類を作成し、公表しています。

### 「行政コスト計算財務書類」の体系

#### 行政コスト計算書

- 添付 民間企業仮定貸借対照表
- 民間企業仮定損益計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 民間企業仮定株主資本等変動計算書
- 附属明細書

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人などについて、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。個々の特殊法人などの会計処理上の特性を捨象し、特殊法人などが民間企業として活動を行っていると仮定し、企業会計原則に準拠した財務書類を作成するとともに、通常の損益計算ではコストとして認識されない、政府出資金など国の財政措置に係る機会費用もコストとして認識したうえで、行政コストを算出しています。

「行政コスト」＝

「民間企業仮定損益計算書上の費用」－「自己収入」(※)＋「政府出資等国の財政措置に係る機会費用」

(※) 一般会計からの補給金などを除く収益

## ■ 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務費用</b>	30,717	32,087
仮定損益計算書上の費用	98,272	95,282
資金調達費用	71,681	63,133
営業経費	23,253	23,798
その他経常費用	3,311	8,324
特別損失	25	26
(控除) 業務収入	△ 67,555	△ 63,195
資金運用収益	△ 65,709	△ 61,126
その他経常収益	△ 272	△ 274
特別利益	△ 1,572	△ 1,794
<b>II 機会費用</b>	7,100	5,700
政府出資等の機会費用	5,121	3,958
低利借入金に係る機会費用	1,965	1,727
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	14	13
<b>III 行政コスト</b>	37,817	37,787

## ■民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度末	平成19年度末
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	38,898	31,508
基金預託金	6,500	6,500
有価証券	2,227	2,127
貸出金	2,938,986	2,820,367
未貸付額	△ 57,570	△ 34,754
受託者勘定	1,504	2,134
その他資産	17,731	16,120
有形固定資産	12,333	12,199
無形固定資産	405	286
貸倒引当金	△ 24,657	△ 21,325
<b>資産の部合計</b>	<b>2,936,359</b>	<b>2,835,164</b>
<b>(負債の部)</b>		
借入金	2,442,139	2,345,046
債券	138,907	129,897
寄託金	32,050	35,582
その他負債	17,611	15,520
賞与引当金	635	637
退職給付引当金	18,445	18,375
<b>負債の部合計</b>	<b>2,649,790</b>	<b>2,545,059</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	316,867	316,967
政府出資金	316,867	316,967
利益剰余金	△ 30,297	△ 26,862
その他利益剰余金	△ 30,297	△ 26,862
繰越利益剰余金	△ 30,297	△ 26,862
<b>純資産の部合計</b>	<b>286,569</b>	<b>290,104</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,936,359</b>	<b>2,835,164</b>

## ■民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>	<b>104,114</b>	<b>96,923</b>
資金運用収益	65,709	61,126
(うち貸出金利息)	65,654	61,039
政府補給金収入	38,132	35,523
その他経常収益	272	274
<b>経常費用</b>	<b>98,246</b>	<b>95,256</b>
資金調達費用	71,681	63,133
営業経費	23,253	23,798
その他経常費用	3,311	8,324
<b>経常利益(損失)</b>	<b>5,868</b>	<b>1,667</b>
特別利益	1,572	1,794
特別損失	25	26
<b>当期純利益</b>	<b>7,414</b>	<b>3,435</b>

## ■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸付金回収による収入	367,642	340,774
貸付けによる支出	△ 246,240	△ 257,294
貸付金利息収入	68,173	62,581
長期借入金による収入	181,799	178,958
短期借入金による収入	214,000	110,500
債券の発行による収入	22,983	22,975
長期借入金の返済による支出	△ 301,582	△ 276,052
短期借入金の返済による支出	△ 214,000	△ 110,500
債券の償還による支出	△ 29,500	△ 32,000
借入金利息支出	△ 71,201	△ 62,363
債券利息支出	△ 1,855	△ 2,370
債券発行諸費支出	△ 125	△ 100
政府補給金収入	38,132	35,523
寄託金収入	3,790	3,790
寄託金支出	△ 495	△ 258
人件費支出	△ 9,975	△ 9,889
業務委託費支出	△ 8,636	△ 9,273
事務費支出	△ 2,096	△ 2,387
その他利息収入	50	89
その他収入	1,759	2,069
その他支出	△ 2,370	△ 1,971
業務活動によるキャッシュ・フロー	10,252	△ 7,199
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 430	-
有価証券の償還による収入	-	100
有形固定資産の取得による支出	△ 285	△ 386
無形固定資産の取得による支出	△ 2	△ 34
有形固定資産の売却による収入	137	-
その他収入	1	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 579	△ 289
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
一般会計出資金受入による収入	430	100
財務活動によるキャッシュ・フロー	430	100
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	-	-
<b>V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</b>	10,103	△ 7,389
<b>VI 現金及び現金同等物期首残高</b>	28,795	38,898
<b>VII 現金及び現金同等物期末残高</b>	38,898	31,508

## ■民間企業仮定株主資本等変動計算書

平成18年度

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高	316,437	△ 37,712	△ 37,712	278,724	278,724
当事業年度変動額					
資本金の増減	430			430	430
当期純利益		7,414	7,414	7,414	7,414
当事業年度変動額合計	430	7,414	7,414	7,844	7,844
平成19年3月31日残高	316,867	△ 30,297	△ 30,297	286,569	286,569

平成19年度

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成19年3月31日残高	316,867	△ 30,297	△ 30,297	286,569	286,569
当事業年度変動額					
資本金の増減	100			100	100
当期純利益		3,435	3,435	3,435	3,435
当事業年度変動額合計	100	3,435	3,435	3,535	3,535
平成20年3月31日残高	316,967	△ 26,862	△ 26,862	290,104	290,104

## ■行政コスト計算財務書類 重要な会計方針等

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券について、総平均法による償却原価法によっております。

その他有価証券のうち時価のないものについては、総平均法による原価法によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3年～50年

動産5年～20年

## (2) 無形固定資産（ソフトウェア）

ソフトウェア（公庫内利用分）については、公庫内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて（平成11年7月1日金検第177号、平成20年3月17日改訂）」に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

破産、手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、

「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

直接償却額 18年度 3,659百万円 19年度 2,992百万円

## (2) 賞与引当金

役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

### ①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

厚生年金基金制度については、当公庫は公庫厚生年金基金制度に加入しております。

### ②退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
退職給付債務 (A)	△ 29,493	△ 29,534
年金資産 (B)	9,928	8,617
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△ 19,564	△ 20,917
未認識数理計算上の差異 (D)	2,243	3,519
未認識過去勤務債務 (E)	△ 1,124	△ 977
貸借対照表上計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△ 18,445	△ 18,375
前払年金費用 (G)	—	—
退職給付引当金 (F) - (G)	△ 18,445	△ 18,375

### ③退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
勤務費用	857	837
利息費用	606	589
期待運用収益	△ 503	△ 516
過去勤務債務の費用処理額	△ 147	△ 147
数理計算上の差異の費用処理額	405	409
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	1,217	1,172

## ④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成18年度末	平成19年度末
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	5.2%	5.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により費用処理しております。）	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により費用処理しております。）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。）	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。）

## 4. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物と貸借対照表に掲記されている科目との関係は以下のとおりであります。

現金預け金	18年度末	38,898百万円	19年度末	31,508百万円
現金及び現金同等物	18年度末	38,898百万円	19年度末	31,508百万円

## 5. その他の重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

## (2) 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

## (3) 基金預託金

「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」（昭和33年）の規定により、非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして、昭和33年に政府から出資されたものであり、預託先は財政融資資金であります。

## (4) 未貸付額

貸付対象事業の進捗に応じて借入者が必要とする金額を証拠書類を確認のうえ払い出すという資金規制に基づき、貸付実行後も公庫に一時留保される貸付金であります。

## (5) 寄託金

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」（昭和54年）に基づき、森林整備活性化資金（無利子資金）を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であります。

## 6. 機会費用の計上基準

## (1) 政府出資に係る機会費用

政府出資金の期末残高に、決算日における10年もの国債の利回りを乗じて得られる額を計上しております。

18年度利回り 285回債利回り1.650%

19年度利回り 290回債利回り1.275%

## (2) 通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用

当公庫の各年度における通常の資金調達に係る新規調達金利により当該資金を調達したと仮定した場合

の支払利息相当額と、実際の支払利息との差額に相当する金額を計上しております。

(3) 公務員からの出向職員に係る機会費用

公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

18年度末出向職員数 16名

19年度末出向職員数 14名

7. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

8. 重要な会計方針の変更

18年度

(1) 金融商品に関する会計基準

債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以降に終了する事業年度から適用することに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の債券発行差金は92百万円、「債券」は92百万円、それぞれ減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は286,569百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

19年度

有形固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法としております。

9. 表記方法の変更

18年度

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以降開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。

(貸借対照表関係)

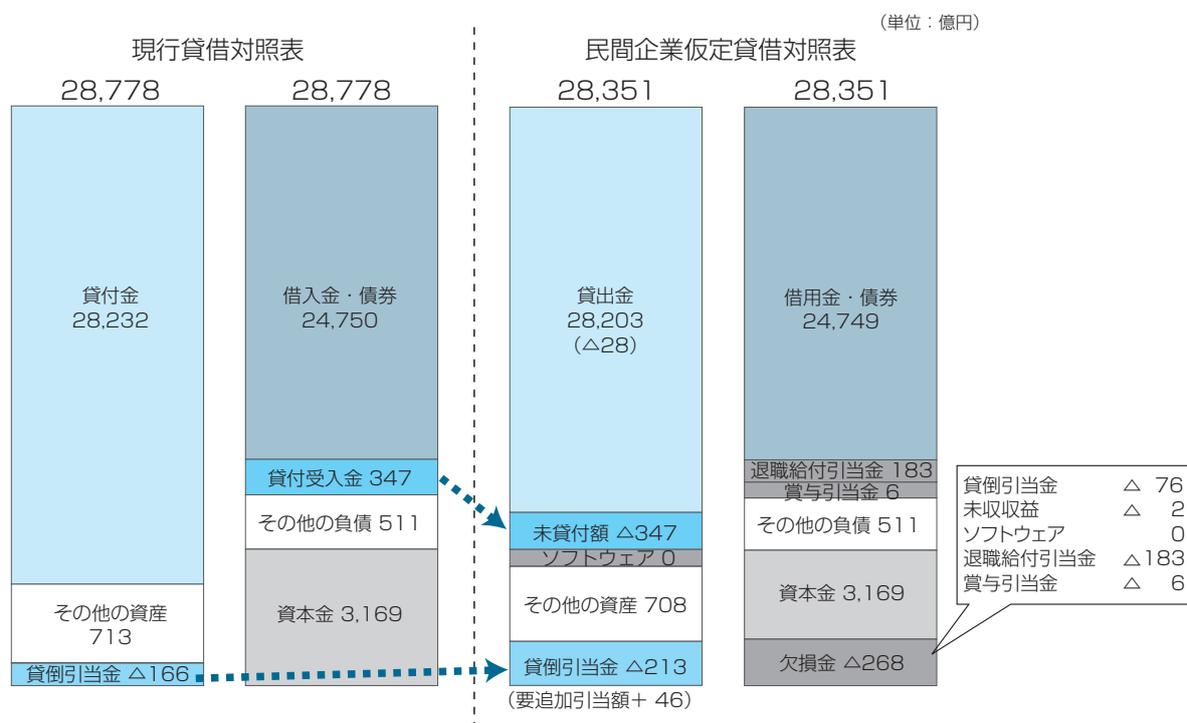
(1) 「動産不動産」は、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に区分して表示しております。

(2) 「その他資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

## 【参考情報】 特殊法人会計貸借対照表と民間企業仮定貸借対照表との比較（平成19年度末）



## 【参考情報】 自己資本比率

(単位：億円)

	平成19年度
資本勘定	2,901
貸倒引当金	71
自己資本計 (A)	2,972
資産 (オンバランス) 項目	16,583
オフ・バランス取引項目	—
リスクアセット計 (B)	16,583
自己資本比率 ((A)/(B)×100)	17.93%

(注) 自己資本比率は、行政コスト計算財務書類を基に、銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示により定められた算式に基づいて算出したものです。

## 【参考情報】資産内容の開示

### 1 自己査定と償却・引当

当公庫は、金融検査マニュアルに準拠した自己査定基準に基づき資産の自己査定を厳格に実施しています。

自己査定に当たっては、取引先の状況に応じて次のとおり「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの区分に分け、さらに、担保・保証などの状況を勘案して債権の回収の危険性の度合いに応じて非分類～Ⅳ分類の区分に分類しています。

正常先	業況が良好であり、かつ、財務状況にも特段の問題がない債務者
要注意先	貸付条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きい債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

自己査定の結果、回収不能又は無価値とされる資産のうち一定の要件を満たすものについては、「公庫の国庫納付金に関する政令」（昭和26年政令第162号）の規定に基づき財務大臣の承認を得て直接償却を実施しており、平成19年度の処理額は122億円となりました。

なお、貸倒引当金については「滞貸償却引当金への繰入額について」（昭和57年3月31日付け大蔵省銀行局長通達）に基づき、貸付金残高から貸付受入金の額を控除した額の1000分の6以内と定められており、平成19年度は166億円の繰入（繰入率1000分の5.9）を行っていますが、別表の「自己査定と開示債権の関係」は、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会が平成13年6月に公表した「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、「金融検査マニュアル」「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に準じて算出したものです。

また、「2 リスク管理債権」「3 金融再生法に基づく開示債権」は、民間金融機関並みに部分直接償却<sup>(注)</sup>に準じた会計処理を行ったものとして掲載しております。

(注) 部分直接償却とは、資産の自己査定により回収不能又は無価値と判定した担保・保証付債権などについて、債権額から担保の評価額及び保証などによる回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却することをいいます。

## 2 リスク管理債権

当公庫は銀行法の適用はありませんが、自己査定結果を踏まえて民間金融機関と同様の基準に従って算出したものです。

リスク管理債権の定義は次のとおりです。

- (1) 破綻先債権：自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金
- (2) 延滞債権：自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金
- (3) 3か月以上延滞債権：要注意先に対する貸付金のうち、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸付金
- (4) 貸出条件緩和債権：要注意先に対する貸付金のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金

### リスク管理債権（部分直接償却実施後）

(単位：百万円)

	2008.3期	2007.3期対比	2007.3期
破綻先債権	1,726	△122	1,848
延滞債権	130,721	51,083	79,638
3か月以上延滞債権	5,251	1,099	4,151
貸出条件緩和債権	33,677	△54,070	87,748
合計	171,377	△2,009	173,386
貸付金残高に対する比率	6.08%	0.18ポイント	5.90%
(部分直接償却実施額)	2,858	△656	3,514

## 3 金融再生法に基づく開示債権

当公庫は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用はありませんが、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

金融再生法に基づく開示債権についても、自己査定結果をベースにしており、自己査定の破綻先及び実質破綻先に対する債権を「破産更生債権及びこれらに準じる債権」、破綻懸念先に対する債権を「危険債権」、要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権を「要管理債権」として開示しています。

### 金融再生法開示債権（部分直接償却実施後）

(単位：百万円)

	2008.3期	2007.3期対比	2007.3期
破産更生債権及びこれらに準じる債権	55,084	44,714	10,369
危険債権	77,374	6,218	71,155
要管理債権	38,928	△52,971	91,899
小計	171,387	△2,037	173,425
正常債権	2,665,095	△118,188	2,783,283
合計	2,836,482	△120,226	2,956,709
(部分直接償却実施額)	2,992	△666	3,659

(別表) 自己査定と開示債権の関係

(単位：億円)

自己査定における債務者区分		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	貸倒引当金	担保・保証・引当金による保全率	金融再生法に基づく開示債権	リスク管理債権
破綻先	17	引当金、担保、保証による保全部分 550 (うち引当金 22)		引当率 100% — 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) — (29)	141	100%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 550	破綻先債権 17
実質破綻先	533								
破綻懸念先	773	引当金、担保、保証による保全部分 624 (うち引当金 119)		149 引当率44.4% 引当金は非分類に計上		71	80.7%	危険債権 773	1,307
要管理先	要管理先 457	32	425						債権額に対する引当率 6.2%
	その他要管理先 5,579	3,483	2,096			債権額に対する引当率 0.5%	正常債権 26,650	貸出条件緩和債権 336	
正常先	21,002	21,002				債権額に対する引当率 0.1%			
総与信 28,364						貸倒引当金合計 213		開示債権合計 28,364	リスク管理債権合計 1,713

(注) リスク管理債権の合計額と、金融再生法に基づく開示債権のうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」の合計額との差額は、金融再生法に基づく開示債権に含まれる貸付金以外の債権です。

## 【参考情報】政策コスト分析

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業に対して、一定の前提条件を設定して、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を各機関が試算したものです。平成20年度の分析結果は、財政投融資対象の特殊法人、独立行政法人等の26機関について財政制度等審議会財政投融資分科会での審議を経て、平成20年7月24日に財務省から公表されました。

当公庫の政策コスト分析では、現在価値にして2,247億円の政策コストが将来にわたり発生するという結果になりました。分析にあたっては、①平成20年度の財政投融資計画に基づいて融資を実行したのち、平成21年度以降は新規融資を行わない、②全ての貸付金が回収される平成76年度の分析期間終了時点で、出資金を国に全額返済する、といった前提を置いて将来必要となる補給金額や政府出資金等の機会費用などを算出しました。

## ■〈参考〉財務省から公表された農林漁業金融公庫の政策コスト分析（概要）

### 1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

農林漁業者や食品の製造・加工・流通の事業を営む者に対し、農林漁業の生産力の維持増進、食料の安定供給の確保のため、民間金融機関では対応が困難な長期・低利の資金を融通している。

（参考）財投対象外の事業としては、担い手育成農地集積資金及び森林整備活性化資金の融通等がある。なお、CDS証券化業務は分析対象外としている。

### 2. 財政投融資計画額等

（単位：億円）

20年度財政投融資計画額	19年度末財政投融資残高見込み
1,770	24,146

### 3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など

(1) 昭和28年度～平成18年度貸付実績（累計）	373万1千件	17兆3,477億円（※）
平成18年度貸付実績	8千件	1,985億円（※）
平成18年度末貸付残高	22万2千件	2兆8,137億円（※）
平成20年度貸付計画額		3,200億円

（※）担い手育成農地集積資金及び森林整備活性化資金に係るものを除く。

#### (2) 農業分野への支援

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、担い手農業者の創意工夫や主体性を発揮した経営改善の取組や環境保全を重視した取組を支援している。

- ① これからの農業生産を担う39万経営体の16%が生産施設の整備等に公庫資金を利用。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指す認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた農業者）の12%、27千経営体が公庫資金（農業経営基盤強化資金）を利用。これを法人経営に限ってみれば、公庫資金を利用している者の割合は30%を占める。
- ③ 認定農業者を育成・支援するため、平成18年度に農業経営基盤強化資金を2,154先に対し522億円融資。これら融資先全体で、平成22年度までに農業粗生産額350億円、農業所得73億円の増加が見込まれる。
- ④ 農地の生産性向上を図るほ場整備事業（主に水田を対象）では、84%が公庫資金を利用しており、平成18年度においては90億円の融資を実行している。事業実施による生産性の向上効果や洪水防止機能などの年効果額は143億円と試算される。
- ⑤ 台風や鳥インフルエンザなど予期せぬ災害や社会的・経済的環境の変化等により一時的に業況が悪化した農業者に対し経営再建に必要な融資を実行。これにより、平成18年度は3,044人の就業機会の維持に貢献。
- ⑥ 農業の生産過程で生じる家畜糞尿利用促進等のため、平成18年度は132先に30億円を融資。事業の実

施により年間処理量は96万 t 増加。

(3) 林業分野への支援

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、多面的機能を有する森林の整備などを積極的に支援している。

① 造林等を行う林業者のうち、公庫資金を利用した林業者の経営森林面積336万 ha は全国の森林面積の14%を占める。大規模経営体（経営森林100ha以上）の全経営面積のうち、公庫資金を利用している経営体の面積は53%を占める。

② 水源のかん養、林産物供給など森林の有する多面的・公益的機能を持続的に発揮させるため、これまで69万 ha の森林に対し、森林の長期育成や広葉樹の導入など多様な森林への転換を支援。

当該融資により多面的・公益的機能が維持され、その評価額は表面浸食防止機能で7,912億円、水質浄化機能で4,098億円等総額2.0兆円と試算される。

(4) 漁業分野への支援

「水産基本法」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担い手支援等を積極的に支援している。

① 日本の漁業生産の主体となる海面漁業生産のうち、公庫融資対象漁船による生産額は1,791億円、生産量は1,235千 t（全国生産量の28%）。国民に対する水産物の安定的な供給に資するほか、約12千人の漁船乗組員の雇用を創出・維持しており、漁村地域の就労機会の確保に貢献している。

② 国内の漁業・養殖業生産量の5割を占める遠洋・沖合漁業について、遠洋漁業者の45%、沖合漁業の中心である大中型まき網漁業者の54%で公庫資金が利用され、まぐろ、あじ、いわし等の安定供給に寄与している。

(5) 食品産業分野への支援

農林漁業と食品産業との連携や安全・安心な食品の安定供給のための衛生管理の高度化などの取組を支援するため、平成18年度は268件556億円融資実行。また、対象事業の実施により、2,031人の新規雇用の機会を創出している。

4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

[政策コスト]

(単位：億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
1. 国からの補給金等	1,559	1,269	△290
2. 国への資金移転	△1,546	△1,505	+41
1~2 小計	13	△236	△249
3. 国からの出資金等の機会費用分	2,581	2,483	△98
1~3 小計	2,594	2,247	△347
4. 欠損金の減少分	-	-	-
1~4 合計=政策コスト (A)	2,594	2,247	△347
分析期間 (年)	57	57	-

[投入時点別政策コスト内訳]

(単位：億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
(A) 政策コスト (再掲)	2,594	2,247	△347
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	2,580	2,483	△97
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	14	△236	△250
国からの補給金等	1,559	1,269	△290
国への資金移転	△1,546	△1,505	+41
剰余金等の増減に伴う政策コスト	-	-	-
出資金等の機会費用分	1	1	△1

## [経年比較分析]

(単位：億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
(A) 政策コスト (再掲)	2,594	2,247	△347
(A') (A) を19年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	2,910	2,326	△268
(B) (A') のうち19年度以降に発生する政策コスト	2,910	2,326	+158

20年度の政策コストは2,247億円である。19年度と20年度の前借金率の変化による影響を捨象し、20年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは19年度から158億円増加したと分析される。このような実質的なコスト増は、主に以下のような要因によるものと考えられる。

- ・19年度見込み改定によるコスト増 (+84億円)
- ・その他の要因 (20年度新規融資分の業務委託費・事務費等によるコスト増等) (+74億円)

## [発生要因別政策コスト内訳]

(単位：億円)

(A) 20年度政策コスト (再掲)	2,247
① 繰上償還	51
② 貸倒	756
③ その他 (利ざや等)	1,440

## [前提条件を変化させた場合]

(単位：億円)

変化した前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)	
貸付金利及び調達金利+1%	割引率変化なし 2,325(+78)	割引率変化あり 2,963(+716)
	—	—

<参考> 補給金・出資金等の20年度予算計上額 補給金等：363億円  
出資金等： -億円

## 5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ① 財政投融资資金を財源としている全ての融資事業を試算の対象としている。
- ② 既往の貸付金残高見込2兆7,531億円 (平成19年度末予定額)に加え、平成20年度の事業計画 (3,076億円) に基づき貸付けを実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は、既往の貸付金に加え平成20年度の事業計画 (3,076億円) に基づく貸付金が全て回収されるまでの57年間としている。
- ④ 以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な補給金等を試算した。なお、平成32年度以降は国庫納付が見込まれている。
- ⑤ 公庫の貸付金利については、平成20年度に2.639%の固定金利で貸付けることとしている。
- ⑥ 繰上償還率については、施業転換資金を除く過去3年間(16～18年)の平均繰上償還率(3.61%)を、貸付金償却率については、過去5年間(14～18年)の平均貸付金償却率(0.37%)を、それぞれ見込んでいる。

	(実績)				(見込み)	(計画)	(試算前提)				
年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	...	...
繰上償還率	4.83%	4.02%	3.95%	2.87%	2.57%	2.10%	3.61%	3.61%	同左	施業転換資金控除後	
貸付金償却率	0.49%	0.45%	0.29%	0.27%	0.39%	—	0.37%	0.37%	同左		

- ⑦ 政策コスト分析における貸倒償却累計額は、各年度の償却額にばらつきがあることから、過去5年間の平均貸付金償却率を基に積算した結果850億円を見込んでいる。

実績値の平均による上記方式の他に、平成19年7月に公表された行政コスト計算書においては、民間の企業会計原則に準拠して貸倒償却・引当額を計算すると283億円 (平成18年度末) となっている。

政策コスト分析における貸倒償却累計額は、民間の企業会計原則に準拠して計算した金額を上回っているが、これは、近年貸倒償却を積極的に進めてきたことが平均貸付金償却率に反映した結果である。

## 6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

農林漁業は、自然条件の制約を受けること、零細経営が多いこと等から、経営が不安定であり、収益性が低い上に、投下資本の回収に長期間を要するという特徴を有している。

農林漁業金融公庫は、こうした特徴を有する農林漁業分野等に対し、一般の金融機関では対応し難い長期・低利の資金を融通することを目的としており、これに必要な経費等を補填するために一般会計から所要の補給金を受けている。

(根拠法令等)

- ・ 補給金については、根拠法令はない(予算措置)。
- ・ 出資金及び国庫納付については、農林漁業金融公庫法において定められている。

(農林漁業金融公庫法)

**第4条** 公庫の資本金は、政府の出資金 3,046億37百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169号)第10条の規定により同法第11条第1項に規定する非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された65億円の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

**第23条** 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

## 7. 特記事項など

① 「株式会社日本政策金融公庫法」(平成19年5月25日法律第57号)において、当公庫は平成20年10月1日に解散し、一切の権利義務は国が承継する資産を除き、同日設立される新機関(株式会社日本政策金融公庫)が承継することとなっている。

なお、新法人に承継される資産等の額をあらかじめ定めることができないこと等から、現行法人形態を前提として分析を行っている。

② 農林漁業者等に対して、民間金融機関では対応が困難な長期・低利かつ固定金利の資金を安定的に供給するために必要な政策に係る政策コストを示している。

③ これまでの政策コストの推移は以下の通り。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
4,792億円	4,990億円	4,129億円	3,076億円	3,004億円	3,184億円	2,951億円	2,594億円	2,247億円